

○職員被服貸与規程

(昭和36年12月15日)
訓令甲第3号

改正 昭和46年12月13日 訓令甲第2号
昭和61年1月7日 訓令甲第3号
昭和63年3月25日 訓令甲第3号
平成3年8月22日 訓令甲第3号
平成9年12月26日 訓令第2号
平成25年3月21日 訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、組合の一般職の職員に対し、職務の執行上必要な被服等を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与品等)

第2条 貸与される職員（以下「被貸与者」という。）、貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の種類及び貸与期間は別表による。

2 貸与期間は月をもって計算する。

(貸与期間の調整等)

第3条 貸与期間は、貸与品の使用の実情を考慮して伸縮することができる。

2 被貸与者であっても、管理者においてその必要がないと認めるときは、貸与品の全部又は一部を貸与しないことができる。

(被貸与者の責任)

第4条 被貸与者は、貸与を受けた貸与品について保管の責任を負い、これを他人に転貸したり又は貸与の目的以外に使用してはならない。

(貸与品の処分)

第5条 被貸与者は、貸与品の貸与期間が満了したとき又は貸与期間中著しくき損した場合は、その旨を管理者に届出て指示を受けなければならない。

(返還義務)

第6条 被貸与者は、退職、休職又は転職したときは、直ちに貸与品を返還しなければならない。但し、真にやむを得ない事由により返還することができず、その事実を管理者に届出て承認を得た場合はこの限りでない。

(賠償義務)

第7条 被貸与者は、次の各号に該当するときは、貸与期間の残存期間の割合に応じ、その原価に基いて計算した額を賠償しなければならない。

(1) 故意又は過失により貸与品を亡失若しくはき損したとき。

(2) 前条の規定に違反して貸与品を返還しないとき。

(貸与の特例)

第8条 管理者は、特にその必要があると認めるときは、被貸与者に第2条に規定する貸与品以外の被服等を貸与し、又は臨時的に任用された職員に対してもこの規程を準用して被服等を貸与することができる。

(その他)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和36年10月1日にさかのぼって施行する。

附 則 (昭和46年12月13日訓令甲第2号)

この訓令は、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和61年1月7日訓令甲第3号)

この訓令は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年3月25日訓令甲第3号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年8月22日訓令甲第3号)

この訓令は、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年12月26日訓令第2号)

この訓令は、平成9年12月26日から施行し、この訓令による改正後の職員被服貸与規程の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月21日訓令第2号)

この訓令は、平成25年3月21日から施行し、この訓令による改正後の職員被服貸与規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

第4類 給与 (職員被服貸与規程)

別表

被貸与者	貸与品	貸与期間 年	備 考
ごみ処理の業務 に従事する職員	作業服(上)	1	
	作業服(下)	1	ズボン2本貸与
	作業服(夏上)	1	
	作業服(夏下)	1	
	雨衣	2	
	防寒衣	3	
	帽子	2	
	ゴム長靴	1	
	安全靴	1	
	ヘルメット	2	

付記

「上」とは「上服」を、「下」とは「ズボン」をいう。